

(公 印 省 略)

分医発第 2563 号
令和 6 年 8 月 26 日

各 郡市等医師会担当理事 殿

大分県医師会常任理事 井 上 雅 公

新興感染症に対する医療提供体制調整業務への補助について

今般、日本医師会より標記の件について、「日本医師会『新興感染症のまん延に備えた医療提供体制調整支援事業』実施要領」を作成した旨、別添の通り通知が参りました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知くださいますようお願い申し上げます。

都道府県医師会
担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 笹本 洋一
(公印省略)

新興感染症に対する医療提供体制調整業務への補助について

今般、日本医師会では、令和 6 年 4 月の改正感染症法のもとで新たな感染症がまん延したときに備え、都道府県医師会・病院団体及び支部による協議会等の情報共有活動、受入病床の確保、後方支援病床の確保（マッチング等）等を行う際の活動支援を目的に、都道府県医師会に対し、上限額を 500 万円として補助を行うことといたしました。

詳細につきましては、別添のとおり「日本医師会『新興感染症のまん延に備えた医療提供体制調整支援事業』実施要領」を作成しましたので、ご参照の程よろしくお願ひ申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会等への周知につき、ご高配のほどよろしくお願ひいたします。

<主な対象経費の例>

- ・ 協議会等の開催費（WEB 会議ツール利用料、交通費、日当、事務職員人件費、会場利用料等）
- ・ 協議会等による情報共有ツールの開発・運営費
- ・ 受入病院と後方支援医療機関とのマッチングシステムの開発・運営費
- ・ 患者受入医療機関・後方支援医療機関（高齢者施設・福祉施設等）に対するゾーニング指導・教育研修費
- ・ 患者受入医療機関や後方支援医療機関への医療従事者派遣時の特別手当
- ・ クラスタが発生し、医療機関・他施設への入院・転所が困難な高齢者施設・福祉施設等に対する看護師・介護職員の派遣費（特別手当、感染時の保険料等）
- ・ 協議会等の事前準備に係る経費（事務職員の残業代等含む）

※上記はあくまでも例であって、これらに限定されるものではありません。

令和6年8月22日

新興感染症に対する医療提供体制調整業務への補助について

日本医師会「新興感染症のまん延に備えた医療提供体制調整支援事業」
実施要領

公益社団法人日本医師会

趣旨

令和6年4月の改正感染症法のもとで新たな感染症がまん延したときに備え、都道府県医師会・病院団体及び支部による協議会等の情報共有活動、受入病床の確保、後方支援病床の確保（マッチング等）を行う場合に支援を行う。

さらに、クラスターが発生し、当該施設だけでは対応が困難となり、地域として支援する必要性があると判断した高齢者施設や福祉施設等に対し、上記協議会等の枠組も活用して要員の派遣や患者・入所者の受入を行う場合も支援する。

補助対象

都道府県医師会

（郡市区医師会による事業も当然に含まれ、都道府県医師会からの要請があれば、日本医師会より直接郡市区医師会へ補助金の支払いを行うものとする。）

補助額

1 都道府県医師会あたり上限 500 万円

補助対象経費

病床確保（宿泊療養施設や入院待機施設を含む）に資する施策や、都道府県医師会・病院団体及び支部との協議会等（既存の枠組みや後方支援に関する会議等も含む。）により実施される施策（郡市区医師会や個別の医療機関に依頼する場合も含む）に関連して要する費用（実費）。なお、協議会等の開催に向けた事前準備に係る経費（下記、対象経費の例参照）も対象とする。

<対象経費の例>

- ・協議会等の開催費（WEB会議ツール利用料、交通費、日当、事務職員人件費、会場利用料その他）
- ・協議会等による情報共有ツールの開発・運営費
- ・受入病院と後方支援医療機関とのマッチングシステムの開発・運営費
- ・患者受入医療機関・後方支援医療機関（高齢者施設・福祉施設等）に対するゾーニング指導・教育研修費
- ・患者受入医療機関や後方支援医療機関への医療従事者派遣時の特別手当
- ・クラスターが発生し、医療機関・他施設への入院・転所が困難な高齢者施設・福祉施設等に対する看護師・介護職員の派遣費（特別手当、感染時の保険料等）
- ・協議会等の事前準備に係る経費（事務職員の残業代等含む）

※上記はあくまでも例であって、これらに限定されるものではない。

※本補助事業は、篤志による使途が指定された寄付金を財源とするため、下記の場合は補助の対象外とする。

- ・経費が茶菓代等の場合
- ・改正医療法（令和6年4月1日施行）においていわゆる5疾病6事業の対象として分類される感染症対策以外を目的とする場合
- ・国・地方自治体等の補助事業により相当額が支弁される場合（実費がその支弁額を上回る場合は、その超過分は補助対象とする）

※日本医師会による補助の後、同一経費に対し、国・地方自治体等の補助事業により相当額が支弁された場合は返金を求めることがある。

※補助申請にあたっては、都道府県医師会・都道府県病院団体および支部による協議が望ましい。

補助の申請方法

所定の様式に記載の上、随時、日本医師会事務局地域医療課に提出する。申請の回数については、当該都道府県医師会の補助の上限額に達するまで可能とする。なお、申請期限については、令和6年度内（令和6年4月1日以降に掛かった費用であれば遡及申請可能）とする。

【本件に関する連絡先】

日本医師会 地域医療課（担当：青木・小貫）

Tel：03-3942-6137／Fax：03-3946-2140

Mail：chiiki_1@po.med.or.jp

令和6年8月22日

新興感染症に対する医療提供体制調整業務への補助に関する Q&A

※本事業は、幼稚園・学校、福祉施設等や一般国民また企業・団体等よりお預かりした大切な寄付金を財源としております。そのため、通常の助成金と異なり、条件を付けさせていただきます。何卒、ご了承のほどよろしくお願いいたします。

1. 実施要領における「新たな感染症」とは何を指しますか？

(答)

○改正医療法（令和6年4月1日施行）において、いわゆる5疾病6事業の対象として分類される感染症を指します。

(参考) 改正医療法（令和6年4月1日施行）第三十条の四第二項第五号

ハ そのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症がまん延し、又はそのおそれがあるときにおける医療

2. 補助金申請はいつまで遡ることができますか？また、申請期限はありますか？

(答)

○令和6年度事業として実施するため、令和6年4月1日以降に掛かった費用より対象とします。

○申請期限は令和6年度内とします。

3. 申請は、上限500万円を限度にまとめて1回ではなく、何回かに分けて申請してもよろしいですか？

(答)

○はい。各都道府県500万円を上限に、複数回に分けて申請いただいても結構です。

(複数回申請の例)

6月に200万円、8月に200万円、10月に100万円を申請。※上限500万円に達しましたら終了となります。

4. 病床確保会議に係る費用は行政がすべて負担しているため、本補助金をワクチンの集団接種に係る関連費用等に使ってもよろしいでしょうか？

(答)

○いいえ。あくまで受入病床確保に資する費用とさせていただきます。

5. 新たに受入病床確保に資する会議体を新設しなければ、補助の対象外ですか？

(答)

○いいえ。既存の会議体を活用いただいても結構です。

6. web 会議等に係る設備機器の購入費を補助金から充当してもよろしいですか？

(答)

○一般的に、設備機器の購入となると資産扱いとなるため、購入ではなく、リース契約に掛かる費用負担が望ましいです。万一、リース契約より購入した方が好条件の場合には、お手数ですが日医事務局まで問合せ願います。なお、設備機器の購入が資産扱いではなく、消耗品扱いであれば、この限りではありません。

7. 病床確保会議に参加する役員の旅費や日当を補助金から充当してもよろしいですか？

(答)

○役員日当（旅費含む）の取扱いについて、医師会活動として貴会より通常支払われるものであれば、補助金の対象外です。なお、会議に専門家の講師等を招き、それに係る費用（旅費・謝金）等については対象とします。

8. 振込先は、日医から直接郡市区医師会へ振込をいただくことも可能ですか？

(答)

○都道府県医師会からの要請があれば、事務効率の観点から、日本医師会より直接郡市区医師会へ補助金の支払いを行うものとします。なお、申請は都道府県医師会より行うものとし、上限額は1都道府県あたり500万円となりますので、ご留意願います。

9. 協議会等に係る費用とは、どのようなものが対象になりますか？

(答)

○協議会に要する費用の他、病床確保（宿泊療養施設や入院待機施設を含む）に資する施策も対象とします。

また、都道府県医師会・病院団体及び支部との協議会等（既存の枠組みや後方支援に関する会議等も含む。）により実施される施策（郡市区医師会や個別の医療機関に依頼する場合も含む）に関連して要する費用（実費）を対象とします。また、協議会等の開催に向けた事前準備に係る経費（事務職員の残業代等含む）についても対象とします。詳細につきましては、実施要領をご参照願います。

10. 医療従事者（事務職員含む）派遣時の特別手当や看護師・介護職員等に係る派遣費、協議会等の開催に向けた事前準備に係る事務職員の残業代等に係る費用について、領収証（写し）を用意することができません。その場合、どのように申請をすればよろしいでしょうか？

（答）

- 領収証（写し）等が無い場合は、当会宛に請求書（請求額の根拠も含む）をご提出の上、申請をお願いします。

11. 都道府県病院団体との協議を行っておらず、医師会単独での施策の場合はどのような取扱いになりますか？（協議困難な場合も含む）

（答）

- 医療界が総力を挙げて取り組む施策のため、都道府県医師会・都道府県病院団体および支部による協議が望ましいですが、その取組に係る費用についても申請対象といたします。また、これを機に病院団体との連携を更に深めていただきますようお願いいたします。

公益社団法人 日本医師会 御中

医師会名：_____

(担当者)：_____

新興感染症のまん延に備えた医療提供体制調整支援事業 申請書

下記のとおり、貴会実施要領に基づき申請いたしますので、何卒よろしく願い申し上げます。

記

■補助経費内訳

費用項目	金額
1. 協議会等の開催費	
2. 情報共有ツール等の開発・運営費	
3. マッチングシステム等の開発・運営費	
4. ゾーニング指導・教育等研修費	
5. 医療従事者（事務職員含む）派遣時の特別手当	
6. 看護師・介護職員等に係る派遣費	
7. 協議会等の事前準備に係る経費（事務職員の残業代等含む）	
8. その他（ ）	
合計	円

【特記事項】

※1：該当請求項目に金額（実費）を入力願います。なお、国や地方自治体からの補助事業により補填される場合を除きます（補助額の超過分は対象です）。

※2：補助額上限は1都道府県医師会あたり500万円です。また、郡市区医師会による事業も対象とし、都道府県医師会からの要請があれば、日医より直接郡市区医師会へ振り込みます。なお、申請の回数は、当該都道府県医師会の補助額が上限に達するまで、複数回に分けての申請も可能とします。

※3：補助対象経費は、病床確保（宿泊療養施設や入院待機施設を含む）に資する施策や、都道府県医師会・病院団体及び支部との協議会等（既存の枠組みや後方支援に関する会議等も含む。）により実施される施策（郡市区医師会や個別の医療機関に依頼する場合も含む）に関連して要する費用（実費）とします。
なお、これらの会議体等の開催に向けた事前準備に係る経費も対象とします。

■添付資料：上記に係る領収証（写し）や振込明細など根拠資料の提出をお願いします。

※4：上記5・6・7において、領収証（写し）等が無い場合は、当会宛に請求書（請求額の根拠も含む）のご提出をお願いします。

■振込先：日医へ既に登録がある指定口座であれば下記項目は記入不要です。

銀行名	
銀行コード	
支店名	
支店コード	
口座種別（普通or当座）	
口座番号	
口座名義人	
口座名義人（カナ）	

